

第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画の概要

県民の皆様が安全・安心を実感できるまちづくりを進めていくため、令和3年度からの5年間で取り組む施策等の方向性をしめした「第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」を策定しています。

行動計画(第7条)

犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定

目 標 犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指します

指 標 刑法犯認知件数における全国トップレベルの治安水準の維持

目標を達成するために、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた意識づくり・地域づくり・環境づくりの基本方向ごとの施策に可能な限り数値目標を設定し、取り組むこととしています。

計画期間 令和3年度から令和7年度(5年間)

基本方向

- 1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた**意識づくり**
「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と規範意識を高めていきます。
- 2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた**地域づくり**
お互いを守り支え合い「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域づくりをす
- 3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた**環境づくり**
「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境づくりをすすめます。

施策の体系

【取組の基本方向】

【 施 策 】

